

令和6年度  
愛媛県文化財保護指導員（会計年度任用職員）募集要項

令和6年2月1日  
愛媛県教育委員会事務局  
管理部 文化財保護課

愛媛県教育委員会事務局文化財保護課では、令和6年度に臨時的な業務(特定業務職員)に従事する会計年度任用職員の採用選考を次のとおり実施します。

1 募集職種及び応募資格

<p>① 募集職種：愛媛県文化財保護指導員</p> <p>② 応募資格</p> <p>下記の(1)～(3)の要件を全て満たす方</p> <p>(1) 文化財の保護管理に知見のある方</p> <p>(2) パソコンの基本操作（文書作成等）ができる方</p> <p>(3) 普通自動車免許を有し、自家用車で文化財等の巡視が可能な方</p>
---

2 任用予定人員

東予地区担当 2名程度

3 勤務条件等 ※以下の勤務条件は、改定されることがあります。

任用期間	令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで （1会計年度内） 勤務成績が良好であれば、最大2回まで再度任用されます。（最長3年間） また、その後も公募による採用試験を受験可能です。 ※任用回数、年齢による応募制限はありません。
職務内容	(1) 国指定等文化財、県指定文化財及び重要な埋蔵文化財包蔵地の巡視 (2) 国指定等文化財、県指定文化財及び重要な埋蔵文化財包蔵地の所有者その他の関係者に対する文化財保護に関する指導助言 (3) 地域住民に対する文化財保護思想の普及活動 ほか
勤務場所	愛媛県教育委員会事務局 管理部 文化財保護課 主たる職務が国指定文化財等の巡視及び指導助言であり、 <u>基本的には、自宅発着により、直接、対象の文化財等を巡回していただくこと</u> になります。なお、上記の勤務場所には、巡視文化財に法令違反等の重大事案が生じた際や特別な報告案件等がある場合などには、出勤していただくこともあります。
報酬	基本報酬 時給1,014円（従事時間に基づく実績給） ※ 巡視活動等による移動に要する経費については、関係法令等に基づき、その費用を弁償します。
勤務形態	月8時間（年間96時間）程度の計画勤務 上記の勤務時間を目安に巡視等の職務を計画的に実施します。なお、職務の実施にあたっては、勤務する前月末日までに業務計画書を提出して勤務の承認を得る必要があります。

<p style="text-align: center;">休 暇</p>	<p>勤務条件に応じて以下の休暇が付与されます。</p> <p>有給：年次休暇（勤務実績に応じて付与）、忌引休暇、結婚休暇等</p> <p>無給：病気休暇、産前産後休暇、子の看護休暇、生理休暇等</p>
<p style="text-align: center;">身分及び服務等</p>	<p><b>会計年度任用職員（特定業務職員）</b></p> <p>会計年度任用職員も一般職の非常勤職員として、次のとおり<u>地方公務員法の服務規定が適用</u>されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 服務の宣誓（地公法第31条）</li> <li>・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第32条）</li> <li>・ 信用失墜行為の禁止（地公法第33条）</li> <li>・ 職務上知り得た秘密を守る義務（地公法第34条）</li> <li>・ 職務に専念する義務（地公法第35条）</li> <li>・ 政治的行為の制限（地公法第36条）</li> <li>・ 争議行為等の禁止（地公法第37条）</li> </ul> <p>また、免職、休職等の分限や免職、停職等の懲戒の対象にもなります。</p>

#### 4 応募にあたっての留意事項

1の②「応募資格」を満たす方であれば、国籍、性別、年齢は問いませんが、地方公務員法第16条に規定される次の各号に該当する方は受験できません。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 愛媛県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 5 応募方法

愛媛県文化財保護指導員採用選考申込書（様式1）に履歴書（写真貼付のもの）1通を添えて、下記の要領によりお申し込みください。なお、郵送の場合には、封筒の表に「愛媛県文化財保護指導員採用選考申込」と赤字で明記し、必ず簡易書留によりお送りください。簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。

① 申 込 受 付 期 間： 令和6年2月6日（火）から令和6年2月19日（月）まで

(1) 申込みは、**持参又は郵便**により行ってください。

※インターネットによる申込受付は行いませんので、注意してください。

(2) 持参による申込みは、8時30分から17時まで受付します。（土・日・祝日は除く。）

(3) 郵便による申込みは、令和6年2月19日（月）までの消印のあるものに限り受付します。

(4) 受付期間経過後の申込みは、一切受付しませんので十分注意してください。

② 申 込 先 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県教育委員会事務局管理部 文化財保護課 文化財保護グループ

（Tel:089-912-2975 E-mail:bunkazaihogo@pref.ehime.lg.jp）

#### 6 選考方法

愛媛県文化財保護指導員採用選考申込書（様式1）の記載内容及び口述試験により選考し、成績上位の者から欠員状況に応じて任用します。なお、任用の可否については、選考終了後、受験者全員に通知いたします。また、口述試験の日時・会場等の詳細については、受付期間の終了後、各受験者に個別に通知させていただくこととします。